薩摩川内市準要保護児童生徒認定基準

平成３０年　４　月　２　日

（目的）

第１条　この基準は、薩摩川内市就学援助規則（平成１８年薩摩川内市規則第４３号）第３条第１項第２号に規定する要保護者に準ずる程度に困窮していると認められる者及び同項第３号に規定する特別の理由があると認められる者の認定に関し、同規則第６条の規定に基づき必要な事項を定めるものとする。

（準要保護児童生徒の認定）

第２条　生活保護世帯以外の世帯の児童生徒又は薩摩川内市就学援助規則第２条第３号に規定する入学予定者の保護者で、次の各号のいずれかに該当し、かつ、収入額を需要額で除して得た数値が１．２未満である者については準要保護者として認定し、当該児童生徒を準要保護児童生徒として認定するものとする。この場合において、収入額及び需要額は、別紙に定める測定方法により算定するものとする。

⑴　前年度又は当該年度において、教育委員会が次のいずれかの措置を受けた者と認めたもの。

ア　生活保護法（昭和２５年法律第１４４号）に基づく保護の停止又は廃止

イ　地方税法（昭和２５年法律第２２６号）第７２条の６２の規定に基づく個人の事業税の減免

ウ　地方税法第２９５条第１項の規定に基づく市町村民税の非課税

エ　地方税法第３２３条の規定に基づく市町村民税の減免

オ　地方税法第３６７条の規定に基づく固定資産税の減免

カ　地方税法第７０３条の５の規定に基づく国民健康保険税の減額

キ　国民年金法（昭和３４年法律第１４１号）第８９条又は第９０条の規定に基づく国民年金の掛金の減免

ク　児童扶養手当法（昭和３６年法律第２３８号）第４条の規定に基づく児童扶養手当の支給

ケ　社会福祉協議会からの生活福祉資金の貸付

⑵　前号に掲げる者以外の者で、学校長又は教育委員会が次のいずれかに該当する者と認めたもの。

ア　職業が不安定で生活状況が悪い者

イ　学級費、ＰＴＡ会費等の学校納付金（以下ウにおいて同じ。）の減免措置を受けている者

ウ　学校納付金の納付状況の悪い者

エ　摂食状況、被服等の状況が悪い児童生徒の保護者又は学用品、通学用品等に不自由している児童生徒の保護者等で生活状況が極めて悪い者

オ　経済的な理由による欠席日数が多い児童生徒の保護者

２　前項の規定にかかわらず、保護者から、病気、災害、解雇等の特別の事情により準要保護者として認定を受けようとする申請があった場合は、薩摩川内市教育委員会事務局で協議の上、その認否を決定する。

（別紙）

収入額の算定及び需要額の測定方法

1　収入額の算定方法

収入額は、同一生計世帯ごとに、次の算式により算定する。

$$収入額＝\frac{（A）－（B）}{12}$$

（備考）

1　（A）＝当該年度又は前年度に納付すべき都道府県民税及び市町村民税の課税の基礎となった、前年1月から12月までの間又は一昨年1月から12月までの間の同一生計世帯の世帯員全員の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額

※総所得金額は、①と②の合計額から③を控除した合計額である。

①利子所得額、配当所得額、不動産所得額、事業所得額、給与所得額、総合課税の短期譲渡所得額及び雑所得額（これらにつき損益通算後の金額）の合計額

②総合課税の長期譲渡所得額及び一時所得（これらにつき損益通算後の金額）の合計額の2分の1の額

③前年から繰り越した純損失及び雑損失の繰越控除額

2　（B）＝（A）の都道府県民税及び市町村民税の課税に当たって、所得控除の対象として控除された雑損、社会保険料、小規模共済掛金、生命保険料、地震保険料及び保護者等に係るひとり親控除又は寡婦控除の額の合計額

2　需要額の測定方法

需要額は、次に掲げる額の合計額とする。

⑴　生活扶助基準

次のアからカまでに掲げる額の合計額とする。

ア　第1類の額（世帯員全員について個人別に測定）

0歳～5歳	39，230円
6歳～11歳	40，880円
12歳～17歳	43，360円
18歳～64歳	41，290円
65歳～74歳	40，880円
75歳以上	35，100円

イ　逓減率（アにより測定した世帯員全員の人数により世帯単位に測定）

1人	2人	3人	4人	5人
1.00	0.87	0.75	0.66	0.59
6人	7人	8人	9人	10人以上
0.58	0.55	0.52	0.50	0.50

ウ　第２類の額（世帯単位に測定）

区分	世帯人員別				
	１人	２人	３人	４人	５人
基準額	２７，７９０円	３８，０６０円	４４，７３０円	４８，９００円	４９，１８０円
加算額	１，０９６円	１，５５４円	１，７６７円	１，９０８円	１，９６３円
計	２８，８８６円	３９，６１４円	４６，４９７円	５０，８０８円	５１，１４３円
区分	６人	７人	８人	９人	１０人以上 １人増やすごとに加算する額
基準額	５５，６５０円	５８，９２０円	６１，９１０円	６４，６７０円	２，７６０円
加算額	２，０８８円	２，１７５円	２，２４２円	２，３１７円	７５円
計	５７，７３８円	６１，０９５円	６４，１５２円	６６，９８７円	２，８３５円

エ　期末一次扶助（世帯員全員について個人別に測定）

区分	１人	２人	３人	４人	５人
基準額	９６８円	１，５７７円	１，６２６円	１，８２８円	１，９０６円
区分	６人	７人	８人	９人	１０人以上 １人増やすごとに加算する額
基準額	２，１６８円	２，３０３円	２，４３８円	２，５５４円	１１６円

オ　障害者加算

基準額	２３，０６０円

カ　母子加算

区分	子１人目	子２人目	３人以上 1人増すごとに 加算する額
基準額	１６，１００円	４，１００円	２，５００円

※オ及びカ　障害者加算、母子加算のいずれかの額を計上する。ただし、同一世帯において障害のある児童生徒等が２名以上の場合にはいずれも計上する。

⑵　教育扶助基準（小・中学校の就学者について個人別に選定）

区分	小学校	中学校
基準額	２，６００円	５，１００円
教材代	実費	実費
学校給食費	４，２０７円	４，９５３円
通学費	実費	実費

⑶　住宅扶助の基準（世帯単位で測定）

基準額	８，０００円

附　則

この基準は、公布の日から施行する。

附　則

この基準は、公布の日から施行し、改正後の薩摩川内市準要保護児童生徒認定基準は平成31年1月1日から適用する。

附　則

この基準は、公布の日から施行し、改正後の薩摩川内市準要保護児童生徒認定基準は令和3年4月1日から適用する。

附　則

この基準は、公布の日から施行し、改正後の薩摩川内市準要保護児童生徒認定基準は令和7年4月1日から適用する。